

岩手県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年12月14日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第57号

岩手県手数料条例の一部を改正する条例

岩手県手数料条例（平成12年岩手県条例第16号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後				
1	別表第6（第2条関係）	農林水産事務関係手数料		農林水産事務関係手数料			
		事務	名称	金額	事務	名称	金額
		[略]		[略]		[略]	
		22 家畜伝染病予防法第6条第1項又は第31条第1項の規定に基づく家畜に対する注射	[略]	(1) [略] (2) 豚 ア・イ [略] (3) [略]	22 家畜伝染病予防法第6条第1項又は第31条第1項の規定に基づく家畜に対する注射	[略]	(1) [略] (2) <u>豚及びいのしし</u> ア・イ [略] (3) [略]
[略]		[略]		[略]			
24 家畜伝染病予防法第8条（同法第31条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づく家畜の検査（同法第4条の2第3項の規定による検査及び同法第5条第1項の規定による監視伝染病の発生を予察するための検査を除く。）、注射、薬浴又は投薬を行った旨の証明書の交付	[略]	(1) <u>牛、豚、綿羊及び山羊</u> 340円 (2) <u>馬</u> 340円 (3) [略] (4) <u>みつばち 1ほう群</u> 30円	24 家畜伝染病予防法第8条（同法第31条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づく家畜の検査（同法第4条の2第3項の規定による検査及び同法第5条第1項の規定による監視伝染病の発生を予察するための検査を除く。）、注射、薬浴又は投薬を行った旨の証明書の交付	[略]	(1) <u>牛、馬、豚、綿羊、山羊及びいのしし</u> 340円 (2) [略] (3) <u>蜜蜂 1蜂群</u> 30円		

[略]

[略]

2 別表第7（第2条関係）

別表第7（第2条関係）

県土整備事務関係手数料

県土整備事務関係手数料

事務	名称	金額
[略]		
43 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下この項において「法」という。）第5条第1項から第3項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査	[略]	認定申請1件につき、(1)に定める額（法第6条第2項の規定に基づき建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合にあっては、(2)に定める額を加算した額） (1) 次に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア 一戸建ての住宅（人の居住の用以外の用に供する部分を有しないものに限る。以下この項及び44の項において同じ。）（新築に係るものに限る。） ） 48,000円 （ <u>知事が別に定める者があらかじめ法第6条第1項各号（第3号及び第6号を除く。以下この項に</u>

事務	名称	金額
[略]		
43 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下この項において「法」という。）第5条第1項から第5項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査	[略]	認定申請1件につき、(1)に定める額（法第6条第2項の規定に基づき建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合にあっては、(2)に定める額を加算した額） (1) 次に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア 一戸建ての住宅（人の居住の用以外の用に供する部分を有しないものに限る。以下この項及び44の項において同じ。）（新築に係るものに限る。） ） 48,000円 （ <u>住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第6条の2第3項又は第4項の規</u>

において同じ。)に掲げる
基準に適合すると認めた
場合にあつては7,000円
、当該住宅に係る住宅性
能評価書(住宅の品質確
保の促進等に関する法律
(平成11年法律第81号)
第5条第1項に規定する
住宅性能評価書をいう。
)を添付した場合(以下
この項において「住宅性
能評価書を添付した場合
」という。)にあつては
17,000円)

イ 一戸建ての住宅(新築
に係るものを除く。)

72,000円

(知事が別に定める者が
あらかじめ法第6条第1
項各号に掲げる基準に適

定により当該住宅の構造
及び設備が長期使用構造
等(法第2条第4項に規
定する長期使用構造等を
いう。以下この項におい
て同じ。)である旨が記
載された確認書(住宅の
品質確保の促進等に関す
る法律第6条の2第3項
に規定する確認書をいう
。以下この項において同
じ。)若しくは住宅性能
評価書(同法第5条第1
項に規定する住宅性能評
価書をいう。)又はこれ
らの写しを添付した場合
(以下この項において「
確認書又は住宅性能評価
書を添付した場合」とい
う。)にあつては、
7,000円)

イ 一戸建ての住宅(新築
に係るものを除く。)

72,000円

(住宅の品質確保の促進
等に関する法律第6条の
2第3項の規定により当

合すると認めた場合にあ
つては、10,000円)

ウ 共同住宅等（共同住宅
、長屋その他一戸建ての
住宅以外の住宅をいう。
以下この項及び44の項に
おいて同じ。）（新築に
係るものに限る。）

(ア) 床面積の合計が
500平方メートル以内
のもの 112,000円
(知事が別に定める者
があらかじめ法第6条
第1項各号に掲げる基
準に適合すると認めた
場合にあつては13,000
円、住宅性能評価書を
添付した場合にあつて
は61,000円)

(イ) 床面積の合計が
500平方メートルを超

該住宅の構造及び設備が
長期使用構造等である旨
が記載された確認書又は
その写しを添付した場合
(以下この項において「
確認書を添付した場合」
という。)にあつては、
10,000円)

ウ 共同住宅等（共同住宅
、長屋その他一戸建ての
住宅以外の住宅をいう。
以下この項及び44の項に
おいて同じ。）（新築に
係るものに限る。）

(ア) 床面積の合計が
500平方メートル以内
のもの 112,000円
(確認書又は住宅性能
評価書を添付した場合
にあつては、13,000円
)

(イ) 床面積の合計が
500平方メートルを超

え1,000平方メートル
以内のもの

179,000円

(知事が別に定める者
があらかじめ法第6条
第1項各号に掲げる基
準に適合すると認めた
場合にあつては23,000
円、住宅性能評価書を
添付した場合にあつて
は97,000円)

(ウ) 床面積の合計が
1,000平方メートルを
超え2,500平方メー
トル以内のもの

352,000円

(知事が別に定める者
があらかじめ法第6条
第1項各号に掲げる基
準に適合すると認めた
場合にあつては33,000
円、住宅性能評価書を
添付した場合にあつて
は181,000円)

(エ) 床面積の合計が
2,500平方メートルを
超え5,000平方メー

え1,000平方メートル
以内のもの

179,000円

(確認書又は住宅性能
評価書を添付した場合
にあつては、23,000円
)

(ウ) 床面積の合計が
1,000平方メートルを
超え2,500平方メー
トル以内のもの

352,000円

(確認書又は住宅性能
評価書を添付した場合
にあつては、33,000円
)

(エ) 床面積の合計が
2,500平方メートルを
超え5,000平方メー

ル以内のもの

630,000円

(知事が別に定める者があらかじめ法第6条第1項各号に掲げる基準に適合すると認めた場合にあつては61,000円、住宅性能評価書を添付した場合にあつては309,000円)

(オ) 床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの

1,081,000円

(知事が別に定める者があらかじめ法第6条第1項各号に掲げる基準に適合すると認めた場合にあつては104,000円、住宅性能評価書を添付した場合にあつては475,000円)

(カ) 床面積の合計が10,000平方メートルを超え20,000平方メートル

ル以内のもの

630,000円

(確認書又は住宅性能評価書を添付した場合にあつては、61,000円)

(オ) 床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの

1,081,000円

(確認書又は住宅性能評価書を添付した場合にあつては、104,000円)

(カ) 床面積の合計が10,000平方メートルを超え20,000平方メートル

ル以内のもの

2,000,000円

(知事が別に定める者があらかじめ法第6条第1項各号に掲げる基準に適合すると認めた場合にあつては171,000円、住宅性能評価書を添付した場合にあつては864,000円)

(キ) 床面積の合計が20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以内のもの

2,856,000円

(知事が別に定める者があらかじめ法第6条第1項各号に掲げる基準に適合すると認めた場合にあつては210,000円、住宅性能評価書を添付した場合にあつては1,177,000円)

(ク) 床面積の合計が30,000平方メートルを

ル以内のもの

2,000,000円

(確認書又は住宅性能評価書を添付した場合にあつては、171,000円)

(キ) 床面積の合計が20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以内のもの

2,856,000円

(確認書又は住宅性能評価書を添付した場合にあつては、210,000円)

(ク) 床面積の合計が30,000平方メートルを

超えるもの

3,499,000円

(知事が別に定める者があらかじめ法第6条第1項各号に掲げる基準に適合すると認めた場合にあつては、224,000円、住宅性能評価書を添付した場合にあつては、1,424,000円)

エ 共同住宅等（新築に係るものを除く。）

(ア) 床面積の合計が500平方メートル以内のもの 168,000円
(知事が別に定める者があらかじめ法第6条第1項各号に掲げる基準に適合すると認めた場合にあつては、19,000円)

(イ) 床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの

268,000円

超えるもの

3,499,000円

(確認書又は住宅性能評価書を添付した場合にあつては、224,000円)

エ 共同住宅等（新築に係るものを除く。）

(ア) 床面積の合計が500平方メートル以内のもの 168,000円
(確認書を添付した場合にあつては、19,000円)

(イ) 床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの

268,000円

（知事が別に定める者があらかじめ法第6条第1項各号に掲げる基準に適合すると認めた場合）あつては、
34,000円)

(ウ) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,500平方メートル以内のもの

528,000円

（知事が別に定める者があらかじめ法第6条第1項各号に掲げる基準に適合すると認めた場合）あつては、
49,000円)

(エ) 床面積の合計が2,500平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの

945,000円

（知事が別に定める者があらかじめ法第6条第1項各号に掲げる基準に適合すると認めた場合）あつては、

（確認書を添付した場合）あつては、34,000円)

(ウ) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,500平方メートル以内のもの

528,000円

（確認書を添付した場合）あつては、49,000円)

(エ) 床面積の合計が2,500平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの

945,000円

（確認書を添付した場合）あつては、91,000円)

91,000円)

(オ) 床面積の合計が
5,000平方メートルを
超え10,000平方メー
トル以内のもの

1,623,000円

(知事が別に定める者
があらかじめ法第6条
第1項各号に掲げる基
準に適合すると認めた
場合にあっては、
155,000円)

(カ) 床面積の合計が
10,000平方メートルを
超え20,000平方メー
トル以内のもの

3,001,000円

(知事が別に定める者
があらかじめ法第6条
第1項各号に掲げる基
準に適合すると認めた
場合にあっては、
256,000円)

(キ) 床面積の合計が
20,000平方メートルを
超え30,000平方メー
トル以内のもの

(オ) 床面積の合計が
5,000平方メートルを
超え10,000平方メー
トル以内のもの

1,623,000円

(確認書を添付した場
合にあっては、
155,000円)

(カ) 床面積の合計が
10,000平方メートルを
超え20,000平方メー
トル以内のもの

3,001,000円

(確認書を添付した場
合にあっては、
256,000円)

(キ) 床面積の合計が
20,000平方メートルを
超え30,000平方メー
トル以内のもの

		<p>4,287,000円 <u>(知事が別に定める者があらかじめ法第6条第1項各号に掲げる基準に適合すると認めた場合) については、</u> 315,000円)</p> <p>(ク) 床面積の合計が30,000平方メートルを超えるもの</p> <p>5,252,000円 <u>(知事が別に定める者があらかじめ法第6条第1項各号に掲げる基準に適合すると認めた場合) については、</u> 335,000円)</p> <p>(2) [略]</p>			<p>4,287,000円 <u>(確認書を添付した場合) については、</u> 315,000円)</p> <p>(ク) 床面積の合計が30,000平方メートルを超えるもの</p> <p>5,252,000円 <u>(確認書を添付した場合) については、</u> 335,000円)</p> <p>(2) [略]</p>		
44	長期優良住宅の普及の促進に関する法律（以下この項において「法」という。）第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査	[略]	<p>変更認定申請1件につき、 (1)に定める額（法第8条第2項において準用する法第6条第2項の規定に基づき建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合においては、(2)に定める額を加算した額）</p> <p>(1) 次に掲げる住宅の区分</p>	44	長期優良住宅の普及の促進に関する法律（以下この項において「法」という。）第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査	[略]	<p>変更認定申請1件につき、 (1)に定める額（法第8条第2項において準用する法第6条第2項の規定に基づき建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合においては、(2)に定める額を加算した額）</p> <p>(1) 次に掲げる住宅の区分</p>

	<p>に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 一戸建ての住宅（新築に係るものとして<u>法第5条第1項から第3項</u>までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定（以下この項において「認定」という。）を受けたものに限る。） 43の項（1）アに定める額</p> <p>イ～エ [略]</p> <p>（2） [略]</p>		<p>に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 一戸建ての住宅（新築に係るものとして<u>法第6条第1項</u>の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定（以下この項において「認定」という。）を受けたものに限る。） 43の項（1）アに定める額</p> <p>イ～エ [略]</p> <p>（2） [略]</p>
[略]		[略]	
備考 改正部分は、下線の部分である。			

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、表2の項の改正部分は、令和4年2月20日から施行する。